公益信託宇流麻福祉基金平成二十五年度決算公告

一、事業概要
　社会福祉法人蒼生の会他計十先に対し、総額二百七十五万五千円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十五年九月三十日現在
資産合計　六、五四七、四三七円
負債合計　〇円
正味信託財産　六、五四七、四三七円
平成二十五年十二月二日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託宇流麻福祉基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託源河朝明記念那覇市社会福祉基金平成二十五年度決算公告

一、事業概要
　そらいろえん他計八先に対し、総額四百七十六万円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十五年九月三十日現在
資産合計　九五、〇五二、四一四円
負債合計　〇円
正味信託財産　九五、〇五二、四一四円
平成二十五年十二月二日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託源河朝明記念那覇市社会福祉基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託富山ファーストバンク社会福祉基金平成二十五年度決算公告

一、事業概要
　社会福祉法人秀愛会他計十団体に対し、総額三百五十万円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十五年九月三十日現在
資産合計　九九、八五五、九〇五円
負債合計　〇円
正味信託財産　九九、八五五、九〇五円
平成二十五年十二月二日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託富山ファーストバンク社会福祉基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍沖縄県沖縄市泡瀬一丁目七番地一七、最後の住所神奈川県小田原市酒匂一丁目二五番四〇―二〇八号　被相続人　亡　髙江洲義孝
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年十二月二日
　東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
　受託者　執行役員　信託財務部長　小林　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都三鷹市大沢三丁目一四〇一番地、最後の住所大阪府大阪市住之江区粉浜三丁目一六番二四号　被相続人　亡　下山由利子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年十二月二日
　大阪市北区西天満四丁目四番一八号
　相続財産管理人　木村　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福岡県福岡市博多区石城町二六六番地、最後の住所福岡県糟屋郡志免町志免東四丁目一番一号　被相続人　亡　日野　昭雄
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年十二月二日
　事務所福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目一番一〇号天神シルバービル二〇四
　相続財産管理人　司法書士　安藤　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福岡県三潴郡大木町大字横溝三一五六番地一、最後の住所名古屋市昭和区曙町二丁目五番地コスモシティ八八　一〇一号
　被相続人　亡　境　ふみ子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年十二月二日
　福岡県久留米市東町四二番地一一　日本生命久留米駅前ビル七階
　相続財産管理人　弁護士　髙松　直史

無縁墳墓等改葬公告

　墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
　なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。
　平成二十五年十二月二日
一　墳墓等所在地　千葉県長生郡長生村金田二〇一五―一番地
一　墳墓等の名称　金田共同墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　高仲玄久、伊藤、伊藤氏、伊東新兵衛、長谷川留吉、藤兵ヱ、長谷川重三郎、長谷川右衛門、重郎兵ヱ、芝崎喜右ヱ門、利右ヱ門、長谷川仁右ヱ門、緑川勝五郎、長谷河氏、長谷川元助、他氏名不詳一基
一　改葬を行おうとする者　千葉県長生郡長生村金田二〇八三番地　金田共同墓地管理委員会墓地管理者　古井戸幸夫

旅行業者営業保証金取戻し公告

　旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。
　下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。
　平成25年12月２日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名
＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①金橋株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6192号　④金橋株式会社　東京都葛飾区白鳥四丁目１番24号　代表取締役　東方青子　⑤本社営業所　東京都江東区北砂４丁目24番３号宗清水ビル２Ｆ　⑥平成20年10月21日　⑧平成25年10月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都葛飾区白鳥四丁目１番24号　金橋株式会社　代表取締役　東方青子

B　①株式会社東京国際医療研究所　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6485号　④株式会社東京国際医療研究所　東京都港区北青山三丁目５番６号青明ビル別館２階　代表取締役　腰塚裕　⑤本社営業所　東京都港区北青山三丁目５番６号青明ビル別館２階　⑥平成23年11月１日　⑧平成25年10月31日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区北青山三丁目５番６号青明ビル別館２階
　株式会社東京国際医療研究所　代表取締役　腰塚裕